

第13回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会 議事録

【日時】平成18年5月15日（月）18:30～21:00

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

大阿久紳介	高橋司郎
大島いずみ	田中一男
片山清史	沼田良
河本道雄	野口暢子
木戸陽成	古谷茂雄
熊澤茂	三浦亜紀
黒田まゆみ	村上祐允
小原隆治	矢崎久雄
鈴木恭一郎	山浦成子
関根和弘	山田順子
高桑力也	若井治子



議事次第

1. 開会
2. 提言たたき台
3. その他
4. 閉会

1. 開会

副会長	定刻なのではじめる。会長が本日、欠席なので司会は私が行う。 最初に事務局から。
事務局	本日、机上配布したのは、次第のみとなっている。事前に第12回懇談会の議事録（案）、提言たたき台を送付している。 また、毎度のことだが、議事録はテープ起こしをしている関係で発言の前には名前を言って頂きたい。 前回の議事録に関して、修正意見は事前になかったが、特にお気づきのところはないか。なければこれで確定とし、ホームページに掲載したい。

2. 提言たたき台

沼田副会長 ・起草部会長 (以下、副会長)	まず、提言案の説明をして頂く。説明を予定していた人が見当たらないので、村上委員にお願いする。
村上起草 委員	((仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会答申たたき台を説明した)

副会長 高橋起草委員	<p>有難うございました。これについて何か質問、意見等はあるか。</p> <p>今、村上起草委員から提言たたき台についての説明があったが、事前に郵送で配布し、十分に読んで頂いていることを前提に、本日の会議の進め方について提案したい。</p> <p>また、たたき台に至った経過について補足説明したい。</p> <p>4月28日（金）に、私と長谷川起草委員とで、午後7時から朝4時まで9時間にわたり徹底的な議論をし、たたき台をまず作成し、それをベースに起草部会全体会で議論した。連休前に、村上起草委員とメールでやり取りし、連休後、各委員からの修正を入れ、9日に発送した。区民の視点でわかりやすく、可能な限り横文字を排除することを考えた。ただし、全てではなく、横文字が日本語として浸透しているものについては、一部入れている。</p> <p>進め方について、まず、序章と1章、2章と3章のように、いくつかの単位で全体を議論してはどうか。そして、結論が出ないものについてはペンドディングとし、全体を議論してから戻る、という二段階で進めてはどうか。</p>
副会長	提案あったがいかがか。
一同	(賛成)
	(前文および序章「用語の定義」について)
副会長 A委員	<p>前文、序章について何かあるか。</p> <p>検討してもらいたいことが3点ある。</p> <p>1つ目は、「前文」5段落目に「こうした危惧から、区民の中に新たな自治への意識が芽生え、成熟しつつあります。」と「同時に地方分権改革の流れから」で、段落を変えてはどうか。段落を変え、「地方分権の流れが加速している」ということを強調して欲しい。</p> <p>2つ目は、文章の書き方として、「章」・「節」・「款」は、一般の区民では難しいと感じる。数字、丸数字、アルファベット等、普通の見出しの付け方にしたらどうか。</p> <p>3つ目は、「前文」最後にある「住民自治」と「団体自治」という言葉は、難しくわかりづらい。</p>
副会長 B委員	<p>部会で検討したいと思う。他にはないか。</p> <p>序章「用語の定義」の「⑦コミュニティ」の定義に「地域における～（文化活動含む）」とあるが、「文化活動」とは個人の趣味に左右されるものであり、「文化活動」ではあいまいなので、「公益活動および地域の諸問題を解決する区民の団体」としてはどうか。</p> <p>また、「区民の団体」とあるが、事業者にも加わってもらいたいので、「区民等の団体」としてはどうか。コミュニティを形成するにあたって、より現実的だと思う。</p>
高橋起草委員 C委員	<p>この文化活動とは、個人の趣味という小さな枠組みではなく、有形文化財を頭に入れている。例えば、田柄ばやしなどという伝統的なものも考えて書いた。</p> <p>文化活動を活かした方が良いのではないか。</p>
村上起草委員	「⑦コミュニティ」に事業者を含めると、8ページ、第4章の第5節「事業者の権利・責務」と重複するのではないか。

B委員	事業者を「区民等」として区別する必要はない。序章「用語の定義」は、全ての用語を網羅しているわけではない。一般市民が、各章まで読み進まなければわからない書き方は問題である。
木戸起草 委員	起草部会で、「⑦コミュニティ」に、事業者を含めるか、区民のみにとどめるか、2つの意見があった。「⑧協働」の定義で、「コミュニティと区が対等に連携・協力し～」とあるが、「⑦コミュニティ」に事業者も含め「区民等」とした場合、事業者のみで構成された単位もコミュニティとして扱われ、区と連携することが現実的になじまなくなる。そのため、結果として事業者を外してはどうかということになった。
B委員	商店街連合会代表である秋山委員が、「商店会・商店も事業者である、また、近年、フランチャイズ事業者が進出し、うまく接点がとれていないことが問題である。」とおっしゃっていた。私と同様なことを考える委員もいるということを考慮して頂きたい。
高橋起草 委員	次回までにもう一度議論したい。「⑦コミュニティ」については、用語の定義から削除してはという意見もあったが、削除すると余計にわかりづらくなるのではという結論になり、「⑦コミュニティ」を表記したという経緯がある。
副会長 大島起草 委員	他に意見はないか。 「⑦コミュニティ」の定義について、「地域における～区民の団体・グループ」の後の括弧書き「ただし、政治活動、宗教活動、選挙活動を目的とした区民等の団体・グループを除く」は意味があるのか。起草部会では、このただし書きを削除してはどうかという意見がある。
D委員 大島起草 委員	私は、違和感なく受け入れているが、起草部会ではどのような意見が出たのか。 特定の団体をコミュニティから除外する必要はないのではないか。今後、区民の活動として、「選挙への参加」や「議会への提案」がある中で、政治・選挙活動を目的とした団体を除外することに矛盾を感じるとの意見があった。
E委員	「⑦コミュニティ」の定義は、団体・グループ、つまり、集合体を表しており、一般的な地域社会の「コミュニティ」とは異なる定義である。「区内のグループ」とすれば解決するのではないか。「コミュニティ」を用いるなら、もっと歴史的・文化的な側面を把握しなければならない。
高橋起草 委員	前回、「コミュニティ」の定義で、2名以上という意見があった。団体とグループの違いは、厳密な意味では非常に難しい。N P Oなどの団体、一方、規約のない数名のグループもコミュニティである。
E委員	自治を進める上での団体、単位という意味で「コミュニティ」としているが、一般的な地域社会学でいうコミュニティとは意味が異なり違和感がある。この定義ならば、「自主的グループ」「住民グループ」とした方が良いのでは。
F委員	前回、可能な限り日本語を使用してもらいたいということを提案した。国立国語研究所では、「コミュニティ」の言い換えは「地域社会共同体」とされている。意味としては、「居住地や関心をともにすることで営まれる共同体」という定義がされている。
G委員	地域の課題を解決したいと考えた時、必ず政治に働きかけ、誰か代表を送り込むということになる。そうすると、ただし書きの政治活動、選挙活動に関する記述は矛盾するのではないか。
村上起草	「⑦コミュニティ」の定義に、ただし書きとして、政治活動、選挙活動を入れた理由

委員	として、政治活動を行う公認の政治団体もコミュニティなのか、という疑問で提案したものである。また前回、「地域における～公益活動（文化活動を含む）を目的とした」と目的で縛っていなかった。目的で縛るかどうかも議論して欲しい。
高橋起草 委員	ペンディングとし、再度検討したい。
E委員	自治を進める上で「有益なグループ」と「有害なグループ」があるのかどうか、という視点を入れて欲しい。
(第1章「練馬区の最高規範」、第2章「自治の基本原則」および第3章「区政運営の基本原則」について)	
副会長	次は第1章～第3章について意見を伺いたい。
B委員	5ページ、第1章「練馬区の最高規範」について、「①法令等の解釈・運用に際しては、この条例との整合性をはかること。」とあるが、優先順位が逆ではないか。法令解釈は全国統一であるので、「条例との整合性をはかる」は矛盾するのではないか。
事務局	平成12年の地方分権一括法で、個々の自治体が、それぞれ法令解釈することが可能となった。そのことを、自治基本条例に明記する必要があるのではないかということで、この記述が入っていると思う。
B委員	「①法令等の解釈・運用に際しては、この条例との整合性をはかること。」ではなく、「この条例を運用するにあたっては、法令等の整合性をはかること。」と主語を逆にした方が良いのではないか。
小原起草 委員	主語を逆にすると、憲法を変えることになり、大変なことになる。平成12年の地方分権一括法以後、法令等の解釈、運用を自治体に任せるものと、そうでないものがある。例えば、生活保護事務などは、自治体ごとの解釈、運用は難しい。一方、まちづくり分野で、都市計画、公園の設置などは自治事務とされた。従来、通達されていたものが、技術的助言となり、仮に国の解釈と違う場合は、最終的には、司法で決着をつけることになる。私はこのような表記をしても良いと考える。
B委員	今の小原委員の話を噛み砕いて説明をして頂ければと思う。これは、ペンディングにして頂きたい。
	7ページの第3章、第6節「自主的な財源確保と適正かつ健全な財政運用」について、「自主的な財源を確保し」とあるが、自主的な財源を区で確保するのは、実現可能性があるのか、また、「自主的な財源」とは何を指すのか。むしろ財政については、公表、課税強化を謳った方が、現実的ではないか。
高橋起草 委員	他の自治体でも、自ら条例などを制定し、自主的財源を確保する動きがある。将来、目標として掲げることについては、問題ないと考える。
副会長	「確保しなければなりません」ではなく「確保に努め」としてはどうか。また検討したい。それ以外について何か。
B委員	5ページの第2章、第1節、第3款「区民は、選挙を通して参加・参画し、また直接に区政に参加・参画します」について、「①選挙を通しての参加・参画」、「②区政への直接参加・参画」の説明が限定的ではないか。区民の区政への関わり方は、①、②だけ

	ではないことを、付け加えて欲しい。
高橋起草 委員	これは、「信託」という言葉を使用しないようにといふことで、このような表現になった。公募委員制度などを追加表記することは可能である。
(第4章「区民等」および第5章「区政への参加・参画」について)	
副会長	では、4章、5章について何かご意見はないか。
B委員	8ページの第4章「区民等」について、権利については明記されているが、責任については明記されていない。権利と責任は対になるものなので、責任について明記はどうか。
高橋起草 委員	第4章、第3節「自治の育み」を「責務」から「自治の育み」に変えた。内容的には網羅されている。
B委員	第4章、第1節「区民の権利」と第3節「自治の育み」の関係がわかるように説明をして欲しい。
野口起草 委員	第4章、第2節「区民の知る権利」と第3節「自治の育み」の順序を入れ替えれば良いのではないか。
B委員	第4章、第4節「不利益な取り扱いの禁止」について、どの程度の取り扱いが「不利益」、「不当」になるのか基準が不明である。
三浦起草 委員	「～別途条例などで規定される必要があります。」とあるので、細かい部分はそちらで担保できるのではないか。
B委員	9ページの第5章、第2節「議会への参加・参画」について、「区民は、議長の諮問機関に参加・参画できます。」とまで明記してもいいのか。議長の諮問機関に区民が参加・参画するのは、議員の自主性を放棄することになり、本来の議会の有り方ではないのではないか。
副会長 事務局	地方自治法の一部改正が審議中で、法律的には整いつつある。 衆議院を通過したのは、諮問機関の設置ではなく、専門的知見を活用することができるという趣旨である。
関根起草 委員	区民が自立し、積極的に関わっていくという主旨であり、今までの議会制度プラスアルファの制度と考えてもらいたい。決して、議会、議員と対立するのではなく、住民の意見が反映できるプラスアルファの制度である。その点では議会を蔑ろにするものではない。
副会長	9ページの第5章、第2節、第1款「議長の諮問機関」は、議長が諮問機関を設置しなければ、区民は参加できないことになる。これは、議長が設置する、しないの判断に左右される規定である。
高橋起草 委員	区長が色々な諮問機関を設置しているが、同様に、議会の代表である議長が設置しても良いのではないかという主旨である。参加の仕組みとしてあっても良いのではないか。
E委員	諮問機関を設置する、しないかは議長の権限であるとしているので、メンバー構成も議長が決定することになり、「～区民は参加・参画できます。」とする意味はあるのか。 区民が、従来の選挙という形での参加の他に、積極的な形で区政に参加することと、

	議長の諮問機関との接点がわからない。
高橋起草 委員	接点ではなく、両輪として考えて頂きたい。区長が諮問機関を設置するなどしているが、議会の代表である議長は、何も権限がない。そこを考えてみては、と提案するものである。
A委員	議長の任期は1年である。
副会長	それは慣例であって、厳密には違法かもしれない。ペンドィングとしたい。
F委員	9ページの第5章、第1節、第3款「区民意見反映制度（パブリック・コメント）」について、「区民は、その意見を区政に反映できます」とあるが、実態はどうなのか。
事務局	「区民意見反映制度（パブリック・コメント）」について、区で要綱を作成し、運用している。具体的には、長期計画や条例など、案の段階で、区報やホームページでお知らせして、区民からの意見に対して、意見を反映するものは反映し、反映しないものは、理由を説明している。
F委員	額面通りに受け取って良いか。
大島起草 委員	現状として、一昨年の総務省の統計では、政策決定に影響があったパブリック・コメントは一万分の一である。今はいびつな状態だが、本来は反映されなければいけない。
副会長	区民からの意見を受け、回答し、その回答について、再度意見がくることはあるのか。
事務局	その場合も回答する。回答する場合、区の考えは基本的には変わらない。
高橋起草 委員	区民と区長の集いでは、意見がある場合、事前に意見を提出し、区長が懇談会の席で回答するという流れである。意見が全く通らないわけではなく、意見を聞き入れられる場合もある。全ての意見に区長が目を通し、関係部課長へも意見がまわされるシステムになっている。今の実情を踏まえた上で、第1節、第3款「区民意見反映制度（パブリック・コメント）」は必要である。
A委員	区民と区長の集いでは、当日にも意見を出している。
副会長	他にないか。
B委員	9ページの第5章、第2節、第3款「陳情・請願の際に発言する機会の確保」について、「区民は、陳情・請願の際にその主旨を説明し、質疑を受けることができます」とあるが、議会の規則に照らし合わせてどうなのか。また、この他に、例えば、参考人制度など、提出した人が直接説明する方法等、他に方法はあるのか。
事務局	議会の意思で、公聴会で陳情者、請願者に対して意見を聞く仕組みは実際にあるが、実際には行われていない。陳情は1人で1万件でも出すことができる。それを拒否せずに受けすることは、自治法上の仕組みではできるが、実際はできない。
	(第6章「執行機関等」および第7章「議会等」について)
副会長	では、次の6章、7章に移りたい。
B委員	10ページの第6章、第1節「執行機関の役割・責務」、第2節「区長の役割・責務」について、執行機関の役割は、自治だけではなく、国や他の公共団体との関係形成の役割もあるのではないか。また、第3節「職員の責務」について、この内容は職員の服務規程である。もっと、職員の才能を活かすような明るい表現にする工夫をして欲しい。
高橋起草	第6章、第1節「執行機関の役割・責務」について、冒頭の「団体自治」、「住民自治」

委員	に繋がるので明記しただけのものである。第6章、第3節「職員の責務」について、区長の責務があるので、それに対応させた。
副会長	職員については、「責務」だけでなく、「役割」についても規定すべきである。
B委員	11 ページの第7章、第4節「議会事務局の役割・責務」について、執行機関の職員数と議会事務局の職員数のバランスを考えると、「議会事務局」で一項目を設けるのはどうなのか。
高橋起草 委員	もともとは「議会事務局の役割・責務」ではなく、「事務局の強化」ときつい表現であった。別途、取り上げた理由は、議会にしっかりして欲しい、その前に、まず事務局が大事であるという発想からである。
(第8章「コミュニティ」および第9章「住民投票」)	
副会長	次に、第8章、第9章について、ご意見、ご質問をお願いしたい。
高橋起草 委員	先ほどの定義と合わせてご検討頂きたい。
B委員	12 ページの第8章、第2節「コミュニティ支援」について、①～⑥の例示があるが、まずは、自己責任が出発点である。支援とは、弱者保護のために統一的に行うものであるので、この例示で適切でない部分がある。
高橋起草 委員	まず、「コミュニティ支援」の資格審査が必要である。また、コミュニティに参加できないため、支援を受けられない区民もいるので、参加できない区民も受けられる支援体制が必要ではないか。
高橋起草 委員	コミュニティには、代表的なものとして、町内会、自治会、商店会などがある。例えば、町内会の場合は、20名に満たない町内会がある一方で、一万人を超える町内会もある。20名にも満たないものは、町内会連合会に会費が払えず、町内会連合会に加盟ができない。町内会1つをとっても、様々である。
副会長	またコミュニティを嫌がる人がいるが、災害時の対策として、町内会、自治会は大事である。今年は「私の便利帳」、「ごみの出し方」の改訂期であり、区から町内会に加入していない人にも配布するように言われている。その代わりに、区から配布手数料（1冊につき54円）が出ることになっている。これも区の支援である。商店会も同様である。
H委員	支援として、①から⑥まで可能な限り取り上げた。他に何かあれば、後ほどメールを頂きたい。
桜台の町会長がいらしていると思うが何かないか。	
桜台の町会長	コミュニティによって、規模から中味から全く異なる。桜台では、830世帯の内、ほとんどの世帯が町内会に加入している。新しい住民に対しては、住民登録した際に、区が「入ろうパンフ」を配布し、その後、役員が加入のお願いをしている。
桜台の町会長	私は、掲示板を重要な情報伝達手段だと考えており、現在、830世帯に対して10か所設置されているが、区長との懇談会で問題提起し、共同掲示板として増やすようにしてもらった。8万円の設置費用の内、4万円を区が負担していて、1基当たり2万8,000円の委託料で、5基分で年間14万円になる。また、防災組織には、年間3万円の助成

金が出る。合計 20 万円の助成金をもらっている。町会費は約 130 万円（830 世帯）であるが、その 10%以上に相当する 20 万円の助成金は大きい。区と自治体の関係がしっかりしていれば、色々な助成をしてもらえる。また、町内の防災訓練に区職員も出席してくれる。区民が努力すれば、区もしっかりと支援してくれる。

副会長

共同掲示板のキョウドウはどう書くのか。

H 委員

「共同」である。

高橋起草

転入者に対しての、町会、自治会の案内は、平成 18 年 1 月 4 日から開始されている。これも、コミュニティの育成への配慮である。

委員 H 委員

「②区内公共施設など～」に、運営を区民に委託している「地区区民館」も入れるべきである。

E 委員

第 8 章「コミュニティ」を「各種住民組織への支援と協働」としてはどうか。

H 委員

「前文」について、3 段落目「～自治会・町内会など地域ネットワークの～」を「～自治会・町内会など各種住民組織の～」としてはどうか。

I 委員

「前文」の 8 行目、9 行目で「失われ」他、マイナスな言葉が続くので、もっと活力が出るような書き方にすべきである。

D 委員

現状を知るためにも、多少の問題提起も必要である。バランスを考える必要がある。また、第 8 章、第 2 節「コミュニティ支援」について、②～⑥は、ワークショップで意見として出されたものであるので、自分達の出した意見が取り上げられたという意味でも、残して頂きたい。

F 委員

条例の本文に①～⑥までそのまま残すということか。

D 委員

提言の解説文に入れ、本文は本文で端的に残すというイメージである。

副会長

第 9 章「住民投票」については何かないか。

B 委員

13 ページの第 9 章「住民投票」について、対象が「区民等」ではなく、「住民」になってしまう。対象を「区民等」まで広げられないか。

高橋起草

その前に、第 9 章「住民投票」を条項として入れて良いのか。住民投票の結果は尊重義務である。そのような性質のものを自治基本条例に入れても良いのかをお聞きしたい。

F 委員

第 11 章「(仮称) 練馬区自治基本条例の改定方法」と関わりがあるので、その際に意見したい。

(第 10 章「区政運営一般および第 11 章「(仮称) 練馬区自治基本条例の改定方法」について)

副会長

では、10 章、11 章に移りたい。

F 委員

第 11 章「(仮称) 練馬区自治基本条例の改定方法」について、「本条例の改定にあたっては、議会の議決後、住民投票に付し、その成否を決めることとします」とあるが、これだと、条例の改定だけでなく、文言一つの訂正でも、住民投票が必要だという厳しい縛りにならないか。「住民投票」と第 9 章「住民投票」とを区別する必要がある。これについては、慎重に議論して欲しい。

E 委員

第 9 章の「住民投票」については、「住民投票を検討する」といった表現に留めては

	どうか。また、第11章「(仮称)練馬区自治基本条例の改定方法」について、「住民投票」は投票率の問題もあるので反対である。「改定は議会での議決」のみで良いのでは。
野口起草 委員 副会長	「この条例は自分達で決めた」という意識を植えるためにも、自治基本条例策定の際には住民投票を行う必要があるのではないか。
高橋起草 委員	全国の自治体で、どこが最初に実施するのかという話なので、今の意見は突拍子もないものではない。
B委員	住民投票の問題は、投票率と億単位の費用であり、果たして、そこまで価値があるのか。議論して頂かないと起草部会でも書きようがない。実際に練馬区が行った場合、最低2億の費用、50%を切る投票率となる。それらを踏まえ、改めて条例化する必要があるのか、現実的に考えて欲しい。また、自治基本条例制定の際に住民投票を行うなら、「住民投票条例」を先行させる必要がある。それも踏まえて考えて欲しい。
E委員	住民投票には、1つ目は「住民投票で決定する」、2つ目は「住民の意思を諮る秤であり、それを議会で議決する」という2つの考えがある。2つ目の方が現実的ではないか。
副会長 高橋起草 委員 副会長 B委員	「住民自治」とは、今あるものではなく、これから推進し、つくっていこうとするものであり、投票で白黒つけるものではない。 また、第9章「住民投票」と第11章「(仮称)練馬区自治基本条例の改定方法」の関係がおかしくなる。それと、投票などのキャンペーンを行った際、思い通りの結果が出ない場合、運動が萎む恐れもある。手順を前後してまで入れるか価値があるのか疑問である。
E委員	ペンドティングとしたい。 第9章「住民投票」は、残す方向としたい。
B委員	全体で、もう一度お聞きしたい。
高橋起草 委員	13ページの第10章、第4節「(仮称)自治推進委員会」について、自治基本条例を推進するにあたり、特別な委員会を設置する必要があるのか。また、設置した場合、自治は範囲が広いため、「③本条例改定の必要性についての調査研究」は、一般区民では無理である。委員の選定方法も、区長が選定し、少数精銳で運営することになると、何のための委員会かと疑問に感じる。推進委員が必要だという時期に設置した方が良いのではないか。
E委員	関連した意見になるが、自治のフォローアップとしては、9ページの第5章、第1節、第4款「政策評価」、13ページの第10章、第2節「行政評価」、第10章、第4節「(仮称)自治推進委員会」である。どの程度、政策評価・行政評価をするのか。自治を評価するのに基準が必要ではないか。
B委員	「(仮称)自治推進委員会」を設置することにより、一部の委員で方針が決定されてしまうのではないか。自治を推進するのはあくまでも区民であり、特定の委員だけに任せるのは住民主権を謳っている自治基本条例としてはどうなのか。
高橋起草 委員	13ページの第10章、第4節「(仮称)自治推進委員会の設置」は、自治基本条例がきちんと運用されているのか、言い換えると、「監視」の意味である。ただ、「監視」という言葉は使えないでの、このような表現になっている。

練馬区は条例を制定したら、制定しっぱなしである。練馬区の最高規範たる自治基本条例が、一種の流行により制定し、それで終わりでは困る。制定した以上は、最後まで監視しなければいけないという発想である。その経緯を考慮して、不要だと考えられるのか、もう少し議論したい。

E 委員

13 ページの第 10 章、第 4 節「(仮称) 自治推進委員会の設置」をなんらかの形で残すことに賛成する。条例が制定されると、運用のガイドラインが必要になる。自治基本条例だけでは、評価・フォローアップはできない。そのためのシステムとして、第 10 章、第 4 節「(仮称) 自治推進委員会の設置」、第 2 節「行政評価」があるのではないか。フォローアップするには、その結果を評価する必要があり、そのために基準が必要である。

小原起草
委員

今の議論と起草部会でイメージしている「(仮称) 自治推進委員会」にギャップがあるのではないか。全て「(仮称) 自治推進委員会」でフォローアップするのではない。政策評価は政策評価委員会が行うなど、住み分けを考えた上でのものである。

B 委員
村上起草
委員

アドバイザーグループということか。

実際に自治推進委員として活動されている事務局の白鳥さんに話を聞いてみたい。

(株) 日本能率協会総合研究所 白鳥

条例の制定後、区民に何が変わったか、わかりやすく示すような組織をつくるべきという意見であるとすると、今の議論は、それ程意見は食い違っていないと感じた。推進委員会を設置する場合、人によって見方が異なるので、どのように機能するのか、議会より偉いのか、何が提案できるのかなど、悩みながら進めているのが現状である。また、推進委員会を設置せず、行政の自主的な年度報告書や区民参加を軸として回していく方が効率的であるという意見もある。

E 委員

具体的には、環境基本法で、環境計画をつくりなさい、そして、環境基本計画に、それを評価しなさいとしている。そのイメージである。

副会長
高橋起草
委員

ここで、いったん閉めさせてもらう。

是非、事務局に意見をメールして頂きたい。今日、議論した部分についても、事前にメールして共有していたら、もう少し議事進行がスムーズにいっていたと思う。これを 6 月の懇談会では是非お願いしたい。

3. その他

事務局

次回以降の日程について。

次回は 6 月 12 日（月）。その次は、7 月 3 日（月）となる。

4. 閉会

副会長

それでは第 13 回懇談会を終了する。

次回予定

【日時】 平成 18 年 6 月 12 日（月） 18:30～21:00

【場所】 庁議室